

公職選挙法違反の疑いのある事案の捜査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月十九日

若林健太

参議院議長 平田健二殿

公職選挙法違反の疑いのある事案の捜査に関する質問主意書

岐阜県下呂市長選挙に際して、前田国土交通大臣直筆の署名の入った、特定の候補者を応援する内容の文書が、下呂建設業協会理事長及び下呂温泉旅館協同組合理事長宛に郵送されていた問題で、事前運動や、公務員の地位利用による選挙運動を禁止した公職選挙法違反が疑われている。

衆議院国土交通委員会において、大臣から当該事案についての調査報告がなされているものの、それだけでは不十分である。当該事案に対して、警察が捜査する必要があると考えるが、岐阜県警察は捜査を行っていないのか。捜査が行われていないのであれば、早急に捜査に着手する必要があると考えるが、警察庁の見解を示されたい。

右質問する。

